

送付2-6 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出を求める
陳情書

○永田委員長 1番の陳情審査に入ります。継続審査となっております女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出を求める陳情書についてです。本陳情書につきまして、前回以降の調査内容など、執行機関から新しい情報があればお願いいたします。

○小川国際平和・男女平等 인권課長 前回4月24日の本委員会では、特別区の状況が調査途中の報告になっておりました。その後、未回答だった7区から回答を頂き、いずれも陳情を受けていないとのことでした。したがって、陳情を受け、意見書を可決したのは2区、文京区議会と中野区議会で、ほかの区議会はいずれも陳情を受けていないという状況でした。

説明は以上です。

○永田委員長 はい。

この件について、質問があれば、お受けします。

○小野委員 今後、勉強会をしてはいかがかというような、そういうご提案も前回あったんですけれども、そこについて、今後、協議をされるのかなと思います。今教えてくださいました中野区、文京区が既に陳情を受けて、それを意見書として提出されているという認識でよろしいでしょうか。

○小川国際平和・男女平等 인권課長 はい。えーと……

○永田委員長 担当課長。

○小川国際平和・男女平等 인권課長 あ、すみません。国際平和・男女平等 인권課長。

文京区議会が令和元年10月15日、中野区議会が令和元年12月10日に可決していますので、ちょっと日付は調べておりませんが、提出されていると思います。

○小野委員 ありがとうございます。

では、日付は分からないけれども、意見書自体は提出をされているということで、認識をいたしました。

今後、これは、区議会として意見書を最終的に出すかどうかということだと思いますので、また引き続き何か情報がありましたら、お願いしたいと思います。

○小川国際平和・男女平等 인권課長 はい。分かりました。

○永田委員長 担当課長。はい。お願いします。

この件について、確認はよろしいですか。

前回の委員会で申し上げたとおり、皆様からご意見を先に頂戴して、その後、取扱いについてお諮りしたいと思っております。

この本陳情について、ご意見がありましたら、どうぞ、挙手の上、発言をお願いいたします。

○河合委員 継続になりまして、この女性差別撤廃条約選択議定書の批准について、いろいろ自分なりに調査をさせていただきました。そうすると、ここに、委員会のほうから女子差別撤廃条約の実施状況の報告を、今回で9回目になると思うんですけども、その内容のことが書いてあったので、それをずっと読ませていただいて、直近の2020年の3月ですかね、国会の外交防衛委員会、茂木外務大臣の答弁を見ていると、この選択議定書

送付2-6 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出を求める

陳情書

の条約の実効効果の担保を図る趣旨から注目すべき制度だと、議定書に関しては言っております。それで、早期に締結に向けて検討を国会としても進めなければいけないということも、大臣自らおっしゃっております。また、司法の独立性を侵すものでもないという見解を出しております。

委員会ですから、質問の中で、検討状況についてどうなんだというお話がありました。その中で、一番は、これを批准しても、なかなかそのとおりに守らない国もあるんですよ。その辺の調査もしていますと。それから……

〔携帯電話の着信音あり〕

○河合委員 失礼しました。

○永田委員長 はい。

○河合委員 国内のいわゆる関係省庁との調整を、今進めているところですよ。それと、違う——委員会と国内の状況と違う判決が出た場合ですね、その場合は、どう対処するのか、それが論点になっているんだというようなことで、今、鋭意調査をしていますということであります。で、国連の委員会は、条約の規定を国内法に十分に取り入れろという勧告をしているわけでございます。それが今の私の認識の現状だと思っております。

それで、この9回の報告書を、かなり、これ、質問事項が多いんですけども、詳細に見させていただきました。そうすると、人権の啓発の強化をなささいよと。それから、国内法に取り入れなさいよと。それから、行動計画を作りなさい。それから、女性差別の包括的な定義を明確になささいと。要するに、この専用の法律ですかね。すみません、ちょっと……。女性の平等保護法の総合的な制度を確立なささいというふうに、この委員会のほうは言っているわけです。そうすると、国内の状況を見ると、いわゆる法律を改定して、いろいろ対応しているというのが、今の現状かなと思っております。

最初のほうで、この条約に加盟したときに、日本は国際法の改正をしました。それから、高等学校の家庭科共修の実現も行いました。それで、次に、男女雇用機会均等法の制定も行っている。決して、日本国内で何もやっていないということではなくて、これにのっかって、種々行動を起こしているというのが現状だと思っております。

で、この第9回の報告書の中で、ちょっと私が問題かなと思ったのが、これを話すと長くなるんですけども、慰安婦の問題が提起されておりました。確かに、この問題に関しては、日本国としても対応しなきゃいけない問題であると思っております。ただ、これは、女性の尊厳とか権利とかを、まあ、慰安婦にとらわれず、国際的に解決していく組織をこの委員会の中で作っていただいて、日本が主導的な立場でどうやって解決していくかということが私は一番大事なかなと思っております。この委員会の——すみません、資料が多くて。どれだっけな。委員会から出された内容が、ちょっとひどいかなと。

日本、締結国ですよ、が慰安婦の問題を過小評価していると。で、被害者を傷つけないように発言はやめなさいと。それから、補償、謝罪、リハビリテーションのために措置を十分とりなさいと。賠償もなささいと。で、被害者の意向を考慮しながら、正規の賠償を求める権利を確保なささい。それから、この事実を教科書で学校教育の中に取り入れなさいと。それから、このようなことを、次の報告書だから第10回になるんですかね、そこ

送付2-6 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出を求める

陳情書

でもう一度報告をしてくださいと言っているんです。

確かに、この問題というのは、戦争時代、強制連行があったというふうに言われて、吉田清治の虚偽の発言から、いろんな問題を引き起こした問題ですけども、いわゆる補償については、女性のアジア基金で、285人の女性ですか、それに200万から500万の支払いはまずは済んでいます。その前に、日韓基本条約はありますけども。それから、女性アジア基金を作ったと。それから、慰安婦合意で10億円も支払いましたよと。それから、河野談話、二度とこういうことがないようにという河野談話がありましたけども、これも、ここで談話を発表してくれれば、二度とこの問題は公にしませんよと。これは2国間の問題ですけどもね。そういう背景もあったように聞いております。あと、村山談話。それから、小淵、金大中の合意もありました。

そうすると、この国連の委員会が、韓国と日本の問題を、あたかも日本だけが、何といふかな、非常にこの問題に対して誠意をもって向き合っていないというようなイメージが、私は受けるんです。やはり委員会であれば、こういう問題があるから、日本が主導的になって、女性の尊厳を回復するように、女性の地位を向上するように努力しながら、あなたの国が中心になって、この問題について解決をなささいというのが本当の筋じゃないかなと、私は思っています。ちょっとこの委員会に対して、偏った答申かなというふうに、今の段階では思っています。

あと、皇室の問題かな、皇室典範に関する問題も、ここでは取り上げられています。この問題に関しても、今、国会のほうでも、委員会でどういうふうにするかというのを議論をしている最中ですから、早計にこれを批准して、早くやれというのではなくて、やっぱり少し様子を見たほうがいいのかと。日本は決してこれに前向きに、後ろ向きではなくて、前向きに検討している状況というのは、いろんな資料とか委員会の報告で、私は一生懸命ある程度やっているか——まあ、スピードの問題はあるかもしれない。ただ、日本の国内事情もありますから、その辺で日本としてどういう対応をするか。やっぱり批准をすれば、日本としては、国際社会のG7の一員ですから、いいかげんなことはできないと。そうすると、きちりとそこを守っていくと。そこをきちりと守っていくには、どういうふうに日本の国内を整備していくのが一番いいかということ、真剣に今考えているんじゃないかなと。茂木外務大臣の発言からも、それが私は読み取れたような気がしております。

以上です。

○永田委員長 はい。

ほかにご意見。

○小野委員 これも、自分で調べたところなんですけれども、まず、この選択議定書が批准された場合、過去に遡って、それが通報できるのかどうなのかというのがすごく気になったところでした。これで、参議院の第190回の国会の中での質問主意書の中にあるんですけども、選択議定書の規定によれば、締結した国の協力がなければ、調査は不可能であり、個人通報は基本的には当該締結した国が批准前に発生した事実については受理されずとあります。受理された場合でも、国内救済手段を尽くした後に手続が開始されると

送付2-6 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出を求める

陳情書

ありましたので、過去に遡って、いろんなことが出てくるわけではないのかなというふうに理解をしております。

そのこの主意書の後に、9点の質問が連ねられているんですけども、やはり女性活躍推進というものが数年前に促進をされているところもあって、実際に、様々な方がどこに対して、女性差別を感じるのかなということをしりサーチしてみました。そうすると、一番やはり声として上がったのが、家庭的な役割への思い込み。これは、いい悪いではなくて、これまで培ってきたものが自分の価値観になっていると思います。その中で、例えば、最近問題になったのが、このコロナで自宅で過ごすという過ごし方で、ある地方新聞社の系列会社が出したもので、女性はいつもより手の込んだ料理を、男性は映画鑑賞——あ、お父さんは映画鑑賞、読書とか、そういう、何というか、男性はこう、女性はこうというようなものがもう明文化されたポスターができたことによって、それが非常に波紋を呼んだということがありました。実際にこうしたことというのはよくあると思うんですけども、こうした思い込みというものが、実は弊害になっているんじゃないかというご意見もよく寄せられました。

それから、賃金格差ですとか、それから働き方ですね。どうしてもパートなどは女性の方が圧倒的に多いとか、それから、ハラスメントでいうと、マタハラ、セクハラというのは大体女性が当然該当するわけです。それから、女性も、今、職場では活躍している人が非常に増えているんですけども、どうしても秘書的な役割とか、例えば、お茶をくんだりとか、掃除とか、コピー取りというものも、何となくまだ女性の仕事という印象があるんじゃないかというようなご意見も寄せられています。

以上です。

○永田委員長 はい。

ほかに。追加。

○河合委員 今の認識で、ちょっと違うところがあったんで。

○永田委員長 はい。どうぞ。

○河合委員 締結前のことに関しては、効力ありませんよというお話があったんですけども、この第9回の報告書の中では、日本の取組状況というのは、慰安婦の問題に関しては、本条約は、我が国が本条約を締結する1985年以前に生じた問題に対して適用されず、慰安婦問題は本条約の適用対象外であり、本条約の実施状況の報告において取り上げるとは適切でないという我が国の基本的な考えであると。その内容に沿って、日本は言っているわけですね。でも、委員会のほうでは、いや、違うよと。これだけやりなさいというようなことを言われているんで、果たして、その委員会が条約の趣旨はこうだと。で、日本はこうですよと言っているけど、いろんな圧力があれば、意見を変えてくるというようなこともあるのかなと。まあ、詳細は定かではないですけども、この報告書の中ではそういうふうに書かれています。だから、ちょっとそのところがはっきりしないのかなというふうに、私は思っています。

○永田委員長 はい。情報ありがとうございます。

ほかに意見がございましたでしょうか。

送付2-6 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出を求める

陳情書

○たかざわ委員 前回も申し上げたんですけども、これは、様々な国に当てはめて、それぞれ歴史とか文化とかというのがまるっきり考慮に入っていないんじゃないかという考え方と、それから、もう一つ、個別の案件に関しましては、様々な課題があるんだよという。で、今、河合委員のほうからもありました国で様々な議論をしていますということなんで、これ、陳情を見ますと、「すみやかな批准を求める意見書」を出しなさいということで、今、議論していることをさっさと批准しなさいというような意見書だったら、私は出せません。これが大事なことだということなんで、批准を求めるために、批准するための議論を活発に行いなさいというようなことであれば賛成をいたしますが、さっさと批准をしなさい、速やかに批准をしなさいということであれば、私は、賛成はできません。

○永田委員長 はい。

○河合委員 もう一個いいですか。

○永田委員長 はい。河合委員、どうぞ。

○河合委員 この締結を日本がしたときに、ずっと国としては努力をしてきたと。で、第4次男女共同参画基本計画、かなりこれは踏み込んだ内容で、条例を変えたり、法律を変えたり、委員会の意見に沿って、それが非常に、何というの、完璧なものだということはいえない。検討中のこともありますけども、女性の活躍加速のための重点的な施策をやっていることは事実です。で、この勧告が出て、次に、また1年後に、日本として、この委員会に対して、こういうことを変えましたと。委員会の指摘を受けて、こういうふうに変えましたという報告を出さなければいけないんですね。そのときには、ちょうど第5次の男女共同参画基本計画ができる年なんで、私はその内容を見て、もうちょっと判断をしたいなというふうに思っている。

○永田委員長 はい。

ほかによろしいでしょうか。

○牛尾副委員長 この選択議定書ですけども、やっぱり、この議定書、選択議定書というのは、ほかの人権条約にも議定書があるわけで、今回の女性差別撤廃条約にも選択議定書があると。で、これはやっぱりセットなわけで、この選択議定書もやっぱり採択をする、批准をして、本当に実効性があるものにしていくというのが、私の認識であります。

で、様々な委員の方から意見が出ました。それぞれ個別の問題については、考え方もあるでしょうし、それはこれから議論をしていくべき問題だというふうに思っています。やはり今回、選択議定書、日本はずっと否定すべきものではないと。研究をし続けていくということですけども、もう相当長きにわたり、研究はしてきている。時間的にはね。しかし、結論がなかなか出ないということで、今、こういう陳情書も出てきているというふうに思うんですね。実際、ジェンダーギャップ指数も先進国の中では非常に低い地位に日本はいる。賃金格差もまだまだあるという、これを何とかしてほしいんだということで、この陳情書の方も早く批准するよう政府に働きかけてほしいという、本当に切実な思いで陳情されてきているというふうに思います。

ただ、確かに、最高裁の判決と異なる見解が出た場合どうするのかという問題とか、あとは、通報者への賠償等を求める見解が委員会から出されたらどう対応するのかとか、あ

送付2-6 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出を求める

陳情書

と、日本の法体制の問題とは違う見解が出た場合どうするのかというような、こうした課題を抱えていると。やっぱり、そうした面では、政府の中でもいろいろ議論をしています。で、我々の中でも、こういう国内のいろんな問題と選択議定書との間の差といいますかね、そういうのをどうすれば解決していけるかというのは、我々自身も、もっともっといろんな方の意見を聞いて、議論を深めていくということが必要だというふうに思います。

私は、だから、陳情書を採択するかというのは、もっともっと我々自身がいろんなことを学んで知ってから結論を出すということでもいいんじゃないかなというふうに思います。

○永田委員長 はい。

ほかに意見よろしいでしょうか。

○西岡委員 いろいろ項目は、読ませていただいて、ある中で、女性が不便を感じると思う、特に夫婦同姓についてターゲットに絞って言わせていただきますと、やはり、まだ明治施行の1898年に民法で、結婚すると、夫婦は同姓にならなければいけないと、今から120年近く前ですけれども。それまでは法的には夫婦同姓にならなくてもよかったということで、その施行された100年後の1996年に、当時の法制審議会で、民法改正案を答申したわけですよ。そうすると、一部の議員からすごく反対の意見が出たということで、それが1996年で、もはや、およそもう25年前からの議論になっているわけなんですよ、この夫婦同姓でいえば。だから、今、簡単に、要は、委員会だけで、この1か月、2か月で決め切れないというのが正直なところと。

あと、選択的夫婦別姓というものも、内閣府の3年前の調査を見ましたら、夫婦別姓のための法改正が必要か、必要ではないかということで、不要であるという方が3割。容認、要は、夫婦別姓の法改正が容認されるというのは4割。で、その他の意見として、旧姓のまま通称使用案。要は、今までの名前を使いながら現状維持で、要は、ファミリーネームではなくて、氏というのは個人に所属しているものではないかという意見もあって、少しずつ内閣府の3年前の調査を見ましても、変わりつつあるんですよ。で、もっと前の調査ですと、容認は、全然、4なんかなかったんですよ。やはり不要という案が、文化的にも多かった。だから、少しずつ時代が変わりつつあるというのは、すごくよく分かります。要は、旧姓でも困らないような工夫や手当てをしていかなければいけないのかなというふうに思っています。

今、先ほど申し上げたとおり、やはり選択肢はあるべきだとは思いますがけれども、ほかの夫婦同姓のこと以外でも、外交問題にもなりかねない問題もありますし、さきに申し上げたとおりで、やはり1996年の民法改正案を審議会から答申されても、まだ、いまだに議論をしつつある。党内、政府でも、勉強会をしている。で、政府でも意見が、これはすごく分かれているんですよ、今。なので、本当に申し訳ないですけども、この委員会では、まだ熟していないというか、政府、国として、およそ25年間議論してきたことを簡単にはやはり決め切れないのかなというふうに思います。

○永田委員長 はい。ほかに、この陳情について、意見。

○河合委員 すみませんね。

この委員の中で、選択議定書の批准をしちゃいけないと思っている委員の方はいらっし

送付2-6 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出を求める
陳情書

やらないと思うんです。みんな遅かれ早かれ、これを批准していかなければいけないなという意識は皆さん持っていると思います。ただ、茂木外務大臣が、これ発言したので、いわゆる国際条約、いろいろ日本が締結をしますね。その国際条約が日本の法律よりも優先することは、国と国との約束、もしくは国連を通しての約束だから、1番ですと、明言しているわけです。そうすると、日本というのは、やっぱり慎重な国でもあり、国際社会の責任を果たす国でもありますから、1回批准をしたら、この条約にのっとって、国内のことをきっちり精査していかなきゃいけないという意識は高いんだと思うんです。そのために、いろいろ時間をかけながら検討している状況かなと私は判断をいたしますんで、その辺も皆さんもちょっとお考えを頂ければなと思っています。

○永田委員長 はい。

小野委員、どうぞ。

○小野委員 私も、本当になかなか深い問題で、今回のこの陳情書は「すみやかな批准を求める意見書の提出」というタイトルにはなっていますけれども、そこまでのことを断言した意見書を区議会として提出するのかどうかというのは、本当に勉強が必要なのかなというふうに思っています。

そこで、前回は出しましたが、やっぱり中立的な立場の方で、例えば、グローバルな観点、それから、中でいろんな課題をしっかりと理解している人、そうした方をお招きして勉強会をやはりするというのは、非常に重要なことなのかなと思っていますので、勉強会をご検討いただければなと思います。

以上です。

○永田委員長 小野委員から提案いただきました勉強会については、この陳情とはまた別でもあっても、実現できるように検討していきたいと思っていますので、よろしくお願ひします。

○小野委員 はい。

○永田委員長 ほかに意見よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。じゃあ、意見は出尽くしたようなので、当陳情の趣旨としては、やっぱり批准を求める意見書の提出を求めるということで、当委員会で意見書を出すのか、出さないのかということ結論を出すべきだと思いますが、どうでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。いいでしょうか。

それであれば、取扱いについて、皆様からの多数決で決めたいと思います。

女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出を求める陳情書に賛成の方の挙手を求めます。（発言する者あり）

はい。1回、意見。

じゃあ、1回止め——副委員長、どうぞ。

○牛尾副委員長 この、やはり陳情書、選択議定書の、やっぱり批准をしない。というふうに思っている方はいらっやらないと。それはそうだと思うんですね。この陳情書の

送付2-6 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出を求める
陳情書

中身については、確かに速やかな採択を求めるということを求めているわけですが、やはりどうしてこの速やかにやってほしいと言っているかということ、なかなか政府の中で議論が進まない。もちろん大臣もこの重要な問題、で、もちろんこれを批准をすれば、それはやっぱり第一に考えるというような発言があると。ただ、国内の様々な問題と合わない部分もあるからということで、なかなか政府としても結論が出ていないということだと思っんです。そうした議論をやはり前に進めてほしいという思いで、速やかな意見書を出してほしい。この意見書を出すことによって、議論が進むのではないかなというような、陳情者の思いがやっぱりあると思っんです。

で、それを、今、この我々の中で、小野委員からも勉強会というのがありましたけれども、どういった課題があるのか。どういような、何といいますかね、こういった議論する場合に当たってのそうした学びの場、学習の場というのが、やっぱりそうしたことで学ぶことによって、また議論が深まっていくというふうに思いますんで、この場で結論づけるというのではなくて、やはりもう一度、じっくり、委員会の場で議論をするべきではないかというふうに私は考えます。

○永田委員長 一旦、休憩します。

午前11時03分休憩

午前11時12分再開

○永田委員長 委員会を再開いたします。

女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出を求める陳情書につきましては、結論を出すべきだという意見を頂きました。その取扱いについては、多数決で決めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。

それでは、お諮りいたします。

当陳情につきまして、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○永田委員長 賛成、牛尾こうじろう副委員長。賛成少数です。よって、本陳情は不採択となりました。ただし、今後、勉強会を開催等しながら、当陳情の内容については、議論をさらに深めていきたいと思っんです。

それでは、この審査内容につきまして、この内容にて議長に報告いたします。

以上で、陳情審査を終了いたします。